

基本的人権-新しい人権



日本国憲法は、制定後 75 年を過ぎた現在においても、内容が全く変わっていない。しかし、社会は大きく変化しており、そんな変化に伴って新たに主張されるようになった権利のことを「**新しい人権**」という。つまり、新しい人権は**憲法に明記されていない権利**になるため、**元々ある権利を根拠として主張されている**。例えば環境権であれば、「憲法には幸せを求める自由が保障されているよね(13条)、文化的で最低限度の暮らしも保障されているよね(25条)」→だったら「人間らしい生活環境で暮らす権利も当然保障される!」という流れで新たな権利を主張していくイメージです。判例と共に理解していこう。

(i)環境権

■環境権	[根拠]	{ ¹ (13条)・生存権(25条)
	[重要判例]	{騒音公害訴訟、鞆の浦景観訴訟、国立マンション訴訟など
	[関連法令]	{(環境アセスメント法)}

1960年代の〔⁴ 公害問題〕を背景に、環境破壊により人間の健康が害される危機が生じたことから、環境権が主張されるようになった。

環境権の中には、〔⁵ 生活環境権〕や〔⁶ 景観権〕、**嫌煙権**など身近なものも含まれる。

大阪空港公害訴訟 (1981最高裁)

環境権

内容	大阪空港の周辺住民が、大阪空港の夜9時から翌朝7時の夜間飛行の差し止めを求めて起こした裁判。	
構図	原 住民 環境権を守ってほしい 飛行機が上空を飛び騒音は、苦痛である。 いい環境で生活できる権利を守ってほしい!	VS 被 空港 飛行は止められない 飛行機を飛ばすことで経営が成立している。 簡単に飛行を止めることはできない。
判決	原告敗訴 被 の勝ち	第二審の大阪高裁では、原告の環境権を認めたが、最高裁では飛行差し止めを訴訟で求める請求は不適切と判断。過去の損害賠償は認めたものの、飛行差し止めは却下された。

国立マンション訴訟 (2006最高裁)

環境権

内容	東京都国立市の住民が、景観保護のために高層マンションの上層部撤去を求めた裁判。良好な景観を享受する権利が、どこまで法律で保護されるのかが争点となった。	
構図	原 住民 良好な景観を奪うな 景観を享受する利益は、保護されなければならぬ。上層部を撤去すれば、景観は保護される	VS 被 建設業者 法律に違反してない 当時高さを制限する法律などはなく、合法的な範囲で建設したものである。
判決	原告敗訴 被 の勝ち	マンションによって、周囲の景観を大きく乱す点があるとまではいえない。高さ制限などの法令に違反している場合であれば建設中止も可能だが、そうでないなら訴えは認められない。

(ii) プライバシー権

■ プライバシー権 [根拠]〔7〕 (13条)

[重要判例] 『宴のあと』訴訟、『石に泳ぐ魚』訴訟

[関連法令]〔8〕 保護法、通信傍受法、〔9〕 制度など

有名人の私生活暴露が問題となり、私生活が公開されない権利として主張された。現代では一般人にも同様に適用されるようになってきている。また、情報化が進み個人情報の流出が問題となった近年では、「〔10〕 する権利」としても把握されるようになってきている。

『宴のあと』事件 (1964東京地裁)

プライバシー権

内容	三島由紀夫の小説『宴のあと』の作中において、小説のモデルとなった政治家Xの女性関係が描かれていた。政治家Xは自らの私生活を作品にされ、プライバシーを侵害されたとして訴訟を起こした。	
構図	原 政治家 プライバシーの侵害だ この小説によって、政治家Xの晒したくない私的な情報を多くの国民に知られることになった	VS 被 作者 表現の自由だ 小説を書く上で、必要な描写であった表現の自由が認められるべき
判決	原告勝訴 原 の勝ち	小説の内容は、政治家Xのプライバシー権を侵害し、苦痛を与えたものと判断。原告が第二審の審理中に死亡し、遺族と被告の間で和解が成立した。プライバシー権の代表的な判例となった。

Think 犯人写真公開はプライバシーの侵害…？

「あなたです!!絶対に逃がしません。」(朝日新聞デジタル:2017年2月10日掲載)
このような警告が書かれたのは、眼鏡販売店のホームページ。眼鏡7本(21万円相当)を盗んだ人物の防犯カメラ画像を掲載した。モザイクがかかっていたが、3月までに支払いか返却に来ないとモザイクを外しSNSに拡散させるとした。警察には届けたが、自らも動く判断したようだ。

Q,この販売店社長の判断に賛成か、反対か → [賛成 ・ 反対]

そう考えた理由

(iii) 知る権利

■ 知る権利 [根拠]〔11〕 (21条)

[重要判例] 外務省秘密電文漏洩事件

[関連法令]〔12〕、〔13〕、公文書管理法

国家が持つ情報が集中する一方で、国民に対しては十分知らされていないこともあるのではないかと主張が発端。主権者である国民が政治的な意見を判断できるよう、必要な情報が知りたい時に知れるよう、知る権利が保障されてきた。一方で、例えば国防やテロ防止に関する情報など、ある程度秘密にしなければならないものもある。どんな情報でも公開した場合に不都合が生じることもあり、その基準が争点となる。

+ α **特定秘密保護法(2014 施行)** 外交や防衛の「特定秘密」を漏洩した者には重罰を科す規定。何を「特定秘密」とするかは行政の判断であり、国民の知る権利を侵害することが危惧される。

外務省公電漏洩事件 (1978最高裁)

知る権利

内 容	日本とアメリカ軍との間で密約した極秘文書を、毎日新聞記者が外務省事務官から入手し国会で追及された。機密文書を漏洩した事務官と、それを狙った記者が起訴された。	
構 図	原 国の守秘義務を破った 国を揺るがす重要事項であり、それを漏洩する取材行為は社会秩序を乱すものである	被 知る権利がある 国民には国の情報を正しく知る権利がありそれを求めた取材行為は違法ではない
判 決	被告有罪 原 の勝ち	取材の手段・方法が適切なものであれば正当な業務行為だがこの記者の取材方法は適切なものとはいえず、社会の秩序を乱す不相当なものと判断し、有罪が確定した。

(iv) アクセス権

■ **アクセス権** [根 拠]〔¹⁴ 〕 (21 条)
 [重要判例] サンケイ新聞意見広告訴訟

アクセス権とは接近権といわれるように、一般市民がマスコミに接近する権利を指す。メディアに対して反論記事の掲載などを求めることができる。

サンケイ新聞意見広告訴訟 (1987最高裁)

アクセス権

内 容	1973年12月2日、自民党がサンケイ新聞に共産党を批判する意見広告を出した。これが誹謗中傷だとして、共産党が同新聞社に反論文の無料掲載を求めた訴訟。	
構 図	原 日本共産党 反論文を掲載してほしい 自民党の広告は回答を求めるような挑戦広告でそれに反論する権利はあるはずだ	被 サンケイ新聞 記事の掲載は自由 反論文の請求を容易に認めてしまうと、今後、批判的記事を書くのに躊躇してしまう恐れ
判 決	原告敗訴 被 の勝ち	反論権は名誉やプライバシーの保護のために必要であるが、これを簡単に認めてしまうと批判的記事の掲載に消極的になり表現の自由を侵す危険があると判断。

(v) 自己決定権

■ **自己決定権** [根 拠]〔¹⁵ 〕 (13 条)
 [重要判例] エホバの証人輸血拒否訴訟
 [関連法令]〔¹⁶ 〕、母体保護法、尊厳死・安楽死

自己決定権とは、自分のことを自分の意思で決める権利。特に妊娠や出産、医療拒否や尊厳死など、医療現場で保障されることが多い。この他にも、髪型や服装などの身近な事項にも適用される。

cf.〔¹⁷ 〕…患者が自らの治療を決定するにあたり、病状や治療について正しい情報を得たうえで合意すること。

エホバの証人 輸血拒否訴訟 (2000最高裁)

自己決定権

内容	入院中の女性が、信仰上の理由で輸血を拒否する意思を病院に伝えたにもかかわらず、病院側が無断で輸血を行ったことに対し、精神的な苦痛を受けたとして訴訟を起こした裁判。	
構図	原 女性 自分のことは自分で決める 命に危険があったとしても、輸血はしないでほしい という意味は守られるべき。	VS 被 病院 人の命が最重要 患者の意思はわかっているが、人命救助が 病院の使命。治療のために仕方がなかった。
判決	原告 勝訴 原 の勝ち	医療行為を拒否することなど、患者の「意思決定する権利」は「人格権の一部」として尊重されなければならないと判断。 自己決定権には言及しなかったが、賠償金の支払いを求めた。

Work 安楽死について考える

■尊厳死…回復の見込みがなく苦痛を伴う状態にある場合、延命措置を断り自然死を迎えること

■安楽死…薬物を投与したり、延命治療を途中でやめ、意図的に死を迎えること

日本では安楽死は認められていないが、オランダ、ベルギー、スイス、カナダ、アメリカの一部など認められている国もある。特に、オランダでは2002年に安楽死を法制化し、通常の医療行為として、保険が適用されている。認められる条件は、本人の自発的な要求のほか、改善の見通しが無い、安楽死以外の解決策がない、担当医以外の医師の診断などがあり、多くの人が安楽死を選択した。その7割が末期ガンだったそう。超高齢者社会の日本にとって、終末期医療は大きな課題となっている。

Q1,安楽死を認めることで良い点は？

Q2,安楽死を認めることで懸念される点は？

Q3,それらを踏まえ、あなたは安楽死を認めることに賛成ですか？ [賛成 ・ 反対]

[そう考えた理由]

Q4,自分以外の意見をまとめてみよう

[賛成・反対]

[賛成・反対]

[賛成・反対]

基本的人権-新しい人権



日本国憲法は、制定後 75 年を過ぎた現在においても、内容が全く変わっていない。しかし、社会は大きく変化しており、そんな変化に伴って新たに主張されるようになった権利のことを「**新しい人権**」という。つまり、新しい人権は**憲法に明記されていない権利**になるため、**元々ある権利を根拠として主張されている**。例えば環境権であれば、「憲法には幸せを求める自由が保障されているよね(13条)、文化的で最低限度の暮らしも保障されているよね(25条)」→だったら「人間らしい生活環境で暮らす権利も当然保障される!」という流れで新たな権利を主張していくイメージです。判例と共に理解していこう。

(i)環境権

- 環境権 [根拠] ^[1] **幸福追求権** (13条)・生存権(25条)
- [重要判例] ^[2] **大阪空港** 騒音公害訴訟、納の浦景観訴訟、国立マンション訴訟など
- [関連法令] ^[3] **環境影響評価法** (環境アセスメント法)

1960年代の^[4] **公害**問題を背景に、環境破壊により人間の健康が害される危機が生じたことから、環境権が主張されるようになった。

環境権の中には、^[5] **日照権** や ^[6] **景観権**、**嫌煙権**など身近なものも含まれる。

大阪空港公害訴訟 (1981最高裁)		環境権
内容	大阪空港の周辺住民が、大阪空港の夜9時から翌朝7時の夜間飛行の差し止めを求めて起こした裁判。	
構図	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>原 住民 環境権を守ってほしい</p> <p>飛行機が上空を飛び騒音は、苦痛である。 いい環境で生活できる権利を守ってほしい!</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;">VS</div> <div style="width: 45%;"> <p>被 空港 飛行は止めれない</p> <p>飛行機を飛ばすことで経営が成立している。 簡単に飛行を止めることはできない。</p> </div> </div>	
判決	<p>原告敗訴 被 の勝ち</p> <p>第二審の大阪高裁では、原告の環境権を認めたが、最高裁では飛行差し止めを訴訟で求める請求は不適切と判断。過去の損害賠償は認めたものの、飛行差し止めは却下された。</p>	

国立マンション訴訟 (2006最高裁)		環境権
内容	東京都国立市の住民が、景観保護のために高層マンションの上層部撤去を求めた裁判。良好な景観を享受する権利が、どこまで法律で保護されるのかが争点となった。	
構図	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>原 住民 良好な景観を奪うな</p> <p>景観を享受する利益は、保護されなければ ならない。上層部を撤去すれば、景観は保護される</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;">VS</div> <div style="width: 45%;"> <p>被 建設業者 法律に違反してない</p> <p>当時高さを制限する法律などはなく、 合法的範囲で建設したものである。</p> </div> </div>	
判決	<p>原告敗訴 被 の勝ち</p> <p>マンションによって、周囲の景観を大きく乱す点があるとまではいえない。高さ制限などの法令に違反している場合であれば建設中止も可能だが、そうでないなら訴えは認められない。</p>	

(ii) プライバシー権

■ プライバシー権 [根拠]〔⁷ 幸福追求権 〕(13条)

[重要判例] 『宴のあと』訴訟、『石に泳ぐ魚』訴訟

[関連法令]〔⁸ 個人情報 〕保護法、通信傍受法、〔⁹ マイナンバー 〕制度など

有名人の私生活暴露が問題となり、私生活が公開されない権利として主張された。現代では一般人にも同様に適用されるようになってきている。また、情報化が進み個人情報の流出が問題となった近年では、「〔¹⁰ 自己の情報をコントロール 〕する権利」としても把握されるようになってきている。

『宴のあと』事件 (1964東京地裁)

プライバシー権

内容	三島由紀夫の小説『宴のあと』の作中において、小説のモデルとなった政治家Xの女性関係が描かれていた。政治家Xは自らの私生活を作品にされ、プライバシーを侵害されたとして訴訟を起こした。	
構図	原 政治家 プライバシーの侵害だ この小説によって、政治家Xの晒したくない私的な情報を多くの国民に知られることになった	vs 被 作者 表現の自由だ 小説を書く上で、必要な描写であった表現の自由が認められるべき
判決	原告勝訴 原 の勝ち	小説の内容は、政治家Xのプライバシー権を侵害し、苦痛を与えたものと判断。原告が第二審の審理中に死亡し、遺族と被告の間で和解が成立した。プライバシー権の代表的な判例となった。

Think 犯人写真公開はプライバシーの侵害…？

「あなたです!!絶対に逃がしません。」(朝日新聞デジタル:2017年2月10日掲載)
このような警告が書かれたのは、眼鏡販売店のホームページ。眼鏡7本(21万円相当)を盗んだ人物の防犯カメラ画像を掲載した。モザイクがかかっていたが、3月までに支払いか返却に来ないとモザイクを外しSNSに拡散させるとした。警察には届けたが、自らも動く判断したようだ。

Q,この販売店社長の判断に賛成か、反対か → [賛成 ・ 反対]

そう考えた理由

賛成:犯罪者を発見するためであれば、多少のプライバシーは侵害されてもよい

被害を受けたので相応の措置を取るのは当然

反対:犯罪者であっても人権を侵害していい理由にはならない/警察に任せるべき

(iii)知る権利

■知る権利 [根拠]〔¹¹ 表現の自由 〕(21条)

[重要判例] 外務省秘密電文漏洩事件

[関連法令]〔¹² 情報公開法 〕、〔¹³ 特定秘密保護法 〕、公文書管理法

国家が持つ情報が集中する一方で、国民に対しては十分知らされていないこともあるのではないかと主張が発端。主権者である国民が政治的な意見を判断できるよう、必要な情報が知りたい時に知れるよう、知る権利が保障されてきた。一方で、例えば国防やテロ防止に関する情報など、ある程度秘密にしなければならないものもある。どんな情報でも公開した場合に不都合が生じることもあり、その基準が争点となる。

+ α **特定秘密保護法(2014 施行)** 外交や防衛の「特定秘密」を漏洩した者には重罰を科す規定。何を「特定秘密」とするかは行政の判断であり、国民の知る権利を侵害することが危惧される。

外務省公電漏洩事件 (1978最高裁)

知る権利

内容	日本とアメリカ軍との間で密約した極秘文書を、毎日新聞記者が外務省事務官から入手し国会で追及された。機密文書を漏洩した事務官と、それを狙った記者が起訴された。	
構図	原 国の守秘義務を破った 国を揺るがす重要事項であり、それを漏洩する取材行為は社会秩序を乱すものである	被 知る権利がある 国民には国の情報を正しく知る権利がありそれを求めた取材行為は違法ではない
判決	被告有罪 原 の勝ち	取材の手段・方法が適切なものであれば正当な業務行為だがこの記者の取材方法は適切なものとはいえず、社会の秩序を乱す不相当なものと判断し、有罪が確定した。

(iv) アクセス権

■ **アクセス権** [根拠]〔¹⁴ **表現の自由**〕(21条)

[重要判例] サンケイ新聞意見広告訴訟

アクセス権とは接近権といわれるように、**一般市民がマスコミに接近する権利**を指す。メディアに対して反論記事の掲載などを求めることができる。

サンケイ新聞意見広告訴訟 (1987最高裁)

アクセス権

内容	1973年12月2日、自民党がサンケイ新聞に共産党を批判する意見広告を出した。これが誹謗中傷だとして、共産党が同新聞社に反論文の無料掲載を求めた訴訟。	
構図	原 日本共産党 反論文を掲載してほしい 自民党の広告は回答を求めるような挑戦広告でそれに反論する権利はあるはずだ	被 サンケイ新聞 記事の掲載は自由 反論文の請求を容易に認めてしまうと、今後、批判的記事を書くのに躊躇してしまう恐れ
判決	原告敗訴 被 の勝ち	反論権は名誉やプライバシーの保護のために必要であるが、これを簡単に認めてしまうと批判的記事の掲載に消極的になり表現の自由を侵す危険があると判断。

(v) 自己決定権

■ **自己決定権** [根拠]〔¹⁵ **幸福追求権**〕(13条)

[重要判例] エホバの証人輸血拒否訴訟

[関連法令]〔¹⁶ **臓器移植法**〕、**母体保護法**、**尊厳死・安楽死**

自己決定権とは、自分のことを自分の意思で決める権利。特に妊娠や出産、医療拒否や尊厳死など、医療現場で保障されることが多い。この他にも、髪型や服装などの身近な事項にも適用される。

cf.〔¹⁷ **インフォームドコンセント**〕…患者が自らの治療を決定するにあたり、病状や治療について正しい情報を得たうえで合意すること。

エホバの証人 輸血拒否訴訟 (2000最高裁)

自己決定権

内容	入院中の女性が、信仰上の理由で輸血を拒否する意思を病院に伝えたにもかかわらず、病院側が無断で輸血を行ったことに対し、精神的な苦痛を受けたとして訴訟を起こした裁判。	
構図	原 女性 自分のことは自分で決める 命に危険があったとしても、輸血はしないでほしい という意味は守られるべき。	VS 被 病院 人の命が最重要 患者の意思はわかっているが、人命救助が 病院の使命。治療のために仕方がなかった。
判決	原告 勝訴 原 の勝ち	医療行為を拒否することなど、患者の「意思決定する権利」は「人格権の一部」として尊重されなければならないと判断。 自己決定権には言及しなかったが、賠償金の支払いを求めた。

Work 安楽死について考える

■尊厳死…回復の見込みがなく苦痛を伴う状態にある場合、延命措置を断り自然死を迎えること

■安楽死…薬物を投与したり、延命治療を途中でやめ、意図的に死を迎えること

日本では安楽死は認められていないが、オランダ、ベルギー、スイス、カナダ、アメリカの一部など認められている国もある。特に、オランダでは2002年に安楽死を法制化し、通常の医療行為として、保険が適用されている。認められる条件は、本人の自発的な要求のほか、改善の見通しが無い、安楽死以外の解決策がない、担当医以外の医師の診断などがあり、多くの人が安楽死を選択した。その7割が末期ガンだったそう。超高齢者社会の日本にとって、終末期医療は大きな課題となっている。

Q1,安楽死を認めることで良い点は？

毎日苦痛を伴いながら生き続ける辛さから解放される、自分のタイミングで死の選択が可能になる

Q2,安楽死を認めることで懸念される点は？

死を選択できる社会に混乱が生じる、自殺との差は？、本人の意思が確実なものか判断できるか

Q3,それらを踏まえ、あなたは安楽死を認めることに賛成ですか？ [賛成 ・ 反対]

[そう考えた理由]

Q4,自分以外の意見をまとめてみよう

[賛成・反対]

[賛成・反対]

[賛成・反対]